

背振少年自然の家等に係る指定管理者選定・評価委員会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市立背振少年自然の家及び福岡市海の中道青少年海の家（以下「背振少年自然の家等」という。）に係る指定管理者選定・評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の目的)

第2条 委員会では、次の事項について、委員から参考となる意見を収集する。

- (1) 指定管理者の募集要項に関すること。
- (2) 指定管理者の選定基準に関すること。
- (3) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (4) 管理運営業務等に係る評価基準に関すること。
- (5) 管理運営業務等に係る評価に関すること。

(委員)

第3条 委員の人数は、5名以下とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから局長が選任する。

ア 専門的な知識または経験を有する者

イ その他局長が必要と認める者

3 利害関係人と判断された委員は、委員会に出席することができない、ただし、特別な事情が認められる場合は、この限りではない。

4 委員は、意見を述べるために、次の事項について確認する。

- (1) 指定管理者の候補者からの提案内容に関すること。
- (2) 指定管理者からの管理運営業務等の実施状況に関すること。
- (3) その他局長が委嘱する事項

(委員長、副委員長)

第4条 委員は、互選により委員長及び副委員長を選出する。

2 委員長は、委員会を主宰し、委員会の議事進行に必要な事項を定める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、局長が開催する。

2 委員会を開催するときは、あらかじめ委員会の名称、日時、開催の目的、公開・非公開の別、その他必要な事項を公表するものとする。

(委員会の公開、非公開)

第6条 委員会の公開・非公開については、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号、第4号及び第3条第4項第2号に規定する事項に関する委員会については、公開とする。
 - (2) 第2条第2号及び第3条第4項第3号に規定する事項に関する委員会については、公開とする。ただし、公開することにより、当該委員会の適正な議事進行に支障が生じると認められるときは、この限りでない。
 - (3) 第2条第3号、第5号及び第3条第4項第1号に関する委員会については、非公開とする。
- 2 委員会の非公開については、委員会の冒頭において、その理由を明らかにしなければならない。
- 3 公開による委員会は、局長の許可を得て、これを傍聴することができる。この場合においては、傍聴者に対し、委員会の資料（非公開情報に該当する部分を除く。）を提供するものとする。

- 4 委員会に係る傍聴の手續等については、局長が定める。
- 5 委員会の公正性、透明性を確保するため、議事録を作成しなければならない。
- 6 委員会資料及び議事録等は公表するものとする。

(意見の照会)

第7条 局長は、緊急に必要があるとき、又は既に会議において議論が尽くされていると認めるときは、委員に対し、書面その他適当な方法により第2条に掲げる事項について意見を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員会を非公開で行う場合は、委員及びその他委員会に出席した者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(任期)

第9条 委員の任期は、2年を超えない範囲で局長が定める。

(解嘱)

第10条 局長は、やむを得ない事情があると認めるときは、委員を解嘱することができる。
2 局長は、前項の規定により委員を解嘱した場合は、新たに委員を委嘱することができる。

(委任)

第11条 この要綱の実施について新たに必要が生じた事項は、局長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月17日から施行する。